

「在宅歯科医療の提供体制等に関する検討会」開催要綱

(設置)

第1条 医療計画は、医療機能の分化・連携の推進を通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的としている。

本検討会は、医療計画における歯科保健医療に関する課題を含む在宅歯科医療の提供体制の評価のあり方等について具体的に検討する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次の掲げる事項を協議する。

- (1) 医療計画（在宅医療）のうち、歯科医療に関する事
- (2) 第7次医療計画の中間見直しにむけた在宅歯科医療に関する評価指標の検討に関する事
- (3) その他（医政局歯科保健課長が必要とする事項）

(組織及び運営)

第3条 検討会は歯科保健課長が主催し、構成員（別紙）に掲げる有識者により構成する。

- 2 検討会に座長を置く。なお、座長は互選により選出する。
- 3 座長は検討会を代表し、会務を統括する。
- 4 座長はあらかじめ座長代理を指名する。
- 5 検討会の審議内容に応じ、適宜有識者を参考人として招致することができる。

(事務局)

第4条 検討会の事務は、医政局歯科保健課において処理する。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、検討会において協議して定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 26 日から施行する。